

# ごかの お知らせ

(No.451)

**所得の確定申告は  
3月15日までです**

(町民税務課)  
平成24年中の所得における確定申告の期日は3月15日(金)までです。申告を必要とする方で、未だお済みでない方は、必ず期日内に申告をしてください。

**所得税の申告が必要な方**  
○平成24年中の給与の収入金額が2千万円を超える方。  
○給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方。

## お知らせ

- 給与を2か所以上から受けている方。  
○事業所得や不動産所得などがある方で、平成24年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方。
- 町県民税の申告が必要な方  
平成25年1月1日現在、当町に住民登録がある方で、次に該当する方。

- 所得税の申告は不要とされるが、事業所得(農業所得を含む)や不動産所得がある方。
- 平成24年中の所得が無く、税法上において、どなたの扶養にもどられていない方。(所得が無い旨の申告をいただきます。)

- 申告によって起きる問題  
に所得等が判明すると、さかのぼって課税され、加算税がかかる場合がある。

- 前年所得を算定の基礎とする税(町県民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができるない。

- 所得証明書等の交付ができるため、様々な手続きに支障をきたす。
- 所得判定を要する様々な行政サービスが受けられない。

- 所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利

## 土地・家屋価格等の 縦覧について

(町民税務課)

自分で所有する土地や家屋の評価額を確認することができます。また、周辺の他の土地や家屋についても縦覧することができます。

### ○縦覧期間

4月1日(月)～4月30日(火)

※土・日・祝日を除く

### ○縦覧場所

町民税務課(④窓口)

### ○縦覧できるもの

◆ 土地価格等縦覧帳簿  
所在・価格・地目・地積  
・構造・床面積

### ○縦覧できる方

◆ 土地の縦覧ができる方  
五霞町の課税対象の土地を所有されている方

### ○縦覧できません

◆ 家屋の縦覧ができる方  
五霞町の課税対象の家屋を所有している方

※非課税及び免税点未満の方は、

益は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へも及ぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしましょう。

○お問い合わせ  
町民税務課 税務G  
(84)1966(直通)

○お問い合わせ  
町民税務課 税務G  
(84)1966(直通)

- 益は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へも及ぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしましょう。
- 手数料 無料
- 縦覧に必要なもの
- ◆納税義務者の代理人  
納税者からの委任状と代理人人が確認できるものを持参ください。
- ◆納税義務者本人  
は運転免許証など本人が確認できるものを持参ください。

## 国民年金保険料の 納め忘れにご注意を

(町民税務課)

年金制度は、「年をとつたとき」、「病気やケガで障害の状態になったとき」、「死亡したとき」などに、国が年金を支給し、本人または家族の生活を守るという社会保障です。

みんながお互い協力して助け合い、将来を支えあう制度ですから、保険料納付は私たちの大切な義務です。納め忘れのないようにしましょう。

町民税務課 税務G  
(84)1966(直通)

- お問い合わせ  
町民税務課 税務G  
(84)1966(直通)
- お問い合わせ  
町民税務課 税務G  
(84)1966(直通)

○お問い合わせ  
下館年金事務所  
(0296)250-811